

広報いわぬま有料広告掲載業務実施要領

(1)趣旨

この要領は、岩沼市有料広告掲載に関する要綱（平成21年告示第6号。以下「要綱」という。）第4条及び第20条の規定に基づき、広報いわぬま有料広告掲載業務の実施に関し、必要な事項を定める。

(2)業務等

①名称 広報いわぬま有料広告掲載業務

②掲載期間等

原則として、7月1日号から翌年6月1日号までの各号（12回）

③業務内容

ア 広報いわぬまに広告を掲載しようとする者（以下「広告代理店」という。）

は、広報いわぬまに掲載する広告の募集及び掲載する広告を作成し、岩沼市（以下「市」という。）に納入するものとする。

イ 広告の募集、作成及び納入は、この要領、要綱、岩沼市有料広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）及び広報いわぬま有料広告掲載に関する仕様書（以下「仕様書」という。）の定めに従い、実施するものとする。

ウ その他定めのない事項については、別途協議するものとする。

(3)広告料

①広告代理店が市に支払う広告掲載料（以下「広告料」という。）は、入札により決定した金額に消費税および地方消費税額を加えた金額とする。

②広告代理店は、市が指定する期日及び市が指定する方法により、広告料を全額納付するものとする。

③納付された広告料は、市が責を負うべき事由により広告を掲載することができなかった場合以外は、返還しない。

(4)広告代理店の選定に関する事項

①規格及び最低販売価格等

年度毎に仕様書において定めるものとする。

②入札

ア 岩沼市契約事務規則による入札に準拠して行う。

イ 最低販売価格以上の金額で、最高の価格で入札した者を契約予定者とする。なお、最低販売価格は、仕様書に定める。

ウ 同価格の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて契約予定者を決定する。

③入札に参加するために必要な資格等

競争入札参加資格承認簿に登録されている業者で、営業品目等の「印刷・製本」又は「イベント・企画・広告」の登録をしている者。

ただし、次に該当する者は、入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者。

イ 市税等を滞納している者。

ウ 市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ その他、市長が不相当と認める者。

④入札参加申請、審査及び結果通知等

ア 入札に参加したい者（以下「入札者」という。）は、入札参加申請書（様式第1号）に同意書（様式第2号）を添付して、提出しなければならない。

イ 市は、アの規定による申請書が提出された場合は、(4)③に規定する資格について、審査を行う。

ウ イの規定による審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書（様式第3号の1、様式第3号の2）により、入札者に通知しなければならない。

エ 入札参加資格を有すると認められた入札者は、入札の際に、ウの規定による結果通知書を持参し、確認を受けなければならない。

オ 入札参加資格がないと認められた入札者は、その理由について説明を求めることができる。

(5)広告の内容に関する審査等

①広告代理店は、納入した広告の内容の詳細について、要綱の規定に基づく審査を受けなければならない。

②前項の審査により、市が広告の内容の修正及び削除を指示したときは、広告代理店は、これに応じるものとする。

③広告代理店が広告の内容の審査に関して要する経費は、広告代理店が負担するものとする。

(6)広告掲載の中止等

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の期間中であっても、広告掲載を中止し、又は契約を解除することができるものとする。

- ①市が指定する期日までに、広告代理店が広告案を提出しなかったとき又は広告料を納付しないとき。
- ②広告代理店が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- ③広告代理店が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- ④広告の内容が市並びに第三者に損害若しくは損失を与え、また、市並びに第三者の権利若しくは財産等を侵害していることが判明したとき。
- ⑤広告代理店が広告掲載の取下げを申し出たとき。
- ⑥広告代理店が、この要領、要綱及び基準等に基づき実施する指示に従わないとき。

(7)市及び広告代理店の責任に関する事項

- ①広告代理店は、広告に関する一切の責任を負うものとする。
- ②広告代理店は、市に対し、広告がいかなる第三者の権利も侵害するものではないこと及び広告に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- ③市又は広告代理店が第三者から広告に関して苦情の申立て又は損害賠償請求等を受けたときは、広告代理店が、その責任においてこれを処理するものとする。
- ④広告代理店は、広告が法令、この要領、要綱、基準及び仕様書に違反し、又は第三者の権利を侵害していること、その他広告代理店の責めに帰すべき事由を理由として、市に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償するものとする。
- ⑤市は、広告により広告代理店に損害又は損失が発生した場合でも、広告代理店に対して何らの責任を負わない。
- ⑥広告代理店は、広告掲載の実施に関し、契約の履行を行いがたい事由が生じたときは、直ちに市に報告するものとする。

(8)権利義務の譲渡の禁止

広告代理店は、この業務を実施する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は、引き受けさせてはならない。

(9)損害賠償請求

広告代理店の広告掲載により市が損害を受けた場合は、広告代理店は市に対してその損害を賠償しなければならない。

(10)遵守事項

①関係法令の遵守

広告掲載にあたっては、関連する法令等の内容を十分に理解し、遵守すること。

②守秘義務

広告代理店は、広告掲載にあたって、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはならない。なお、広告掲載期間が終了した後も同様とする。

(11)その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月15日から施行する。